



組合加入は↑

こころの通いあう学校運営について ハラスメントの根絶などで「より働きやすい職場づくり」を

1991年5月10日、県教育委員会は「こころの通いあう学校運営について」（通達）を出し、「職員会議等において教職員が十分な意見交換を行って共通理解を深め、意思疎通を図ってお互いのこころのつながりと信頼関係を作り上げていくことが極めて重要」としています。この当時、教職員でなかった一部の管理職のなかには、リーダーシップをはき違え、ハラスメントによる学校運営をすすめている者もみられ、高教組に相談が多く寄せられています。年度末、新採用者と新着任者も迎える時期に、学校運営について、通達の経緯を考えます。

◎「こころの通いあう学校運営について」の背景

1983年9月12日、県教委は、「職員会議の性格は校長の職務遂行上の補助機関」とする通知を出し、これまで、民主的に多数決などを持ってすすめてきた学校現場を変える通知でした。

高教組は9月30日に、「従来より職場の総意により職員会議は運営され、何ら混乱もない」と抗議文と県教委への撤回の要求書を提出。要求書には「[通知]撤回がなされない場合起こる学校現場の混乱は、貴委員会の責任」としていますが、「混乱」の一例が以下です。

★神戸高塚事件(生徒の校門圧死事件)90年7月6日

同校に登校してきた生徒に対して、「形をつくること教育」とする校長の指示で、8時30分きっかりに教職員が門扉を閉め、遅れまいと校門に飛び込んで挟まれた生徒が、頭蓋骨粉砕骨折などで亡くなりました(享年15歳)。文部省は「一県の一高校の一教諭による一生徒の事故」という見解を示し県教委もこれを固持。

しかし原因は、「同校は校長権限が強く、校長対一人の教職員への指導・被指導の関係は強化されたが、教職員同士の連帯・共同関係は完全に喪失しており、生徒への安全体制がとれていなかった」「教職員への管理統制の恐ろしさ」(1992年5月29日・30日開催「高教組第72



回定期大会議案書)より抜粋)です。

↑25年7月6日校門前での追悼献花。同級生も参列(右)。

★県立農業高校事件(答案改ざん事件)91年3月15日

入試終了の当日、校長室の金庫に保管していた答案を、校長の指示で2人の教職員が特定の受験生の答案を書き換えました。上意下達が多かった事件です。

◎36協定・衛生委員は校長任命ではありません

36協定について、「調査情報」31号でも記載しましたが、「労使が協定を結べば例外的に労働時間の延長(時間外勤務・休日勤務)を可能」と労働基準法36条にあるので「36協定」と通常いわれています。委員を選ぶ際の注意として、以下の「×」は認められません。

- × 校長が労働者代表を決めようとした。
- × 事務職員と技能労務職員が対象なので、事務長が主査を職場代表に指名しようとした。
- × 親睦会の代表者が自動的に労働者代表になるようにした。
- 職員会議終了後に全職員が集合して、管理職が退席して職場集会を行い、立候補を募って挙手で全職員の過半数の信任を確認した。
- 立候補者が複数いたので、日を変えて投票をおこない、過半数の得票者に決定した。

安全衛生委員会(衛生委員会、安全委員会の名称の学校もあります)は、校長が任命する教頭・事務長などの委員数を超える委員数を教職員の中から選ばなければなりません。教職員から選ばれた委員の数が委員全体の過半数となる必要が法律に明記されており、県教育委員会とも確認済みです。

速報: 時間講師の賃金 80円UP

11月の交渉で時間講師の賃金も正規職員並みの3.3%か兵庫県の最賃上昇分64円を最低の賃上げせよと要求してきました。

3月23日、県議会で予算が承認され、2026年4月より**80円UP**が正式決定となりました。

80分(50分の授業と移動時間10分、準備20分)に対し、**現行 2,933円 → 26年4月より 3,013円**

しかし、他府県にもありますが、県内でも伊丹市立高校では賃上げ分を25年4月に遡及しており、十分な回答とはいえません。また、1コマ35週分を超えた時間の賃金支払いについて明確な回答はまだありません。今後の課題です。

こころの通いあう学校運営について

平成3年5月10日

兵庫県教育長

既に御承知のように、昨年度末本県の高校入試において、学力検査答案の改ざんという不祥事が発生しました。学校の指導監督等を行う立場の県教育委員会として、深く反省をいたしております。

県教育委員会は学校と手を携えて、本県教育の信頼回復のために全力を傾注しているところです。学校においては、改めて、教職員全員が一致協力してよりよい学校づくりをすすめる姿勢、こころの通いあう学校運営が求められています。そのことが、教職員と児童生徒のこころの通いあい、児童生徒同士のこころの通いあいにつながると考えます。

つきましては、各学校において、教育に対する県民の期待に応え、信頼を築き上げていくために、今一度下記の事項にご留意のうえ、豊かな感性と謙虚な思いをもって教育活動を実践していただくようお願いします。

記

1 保護者や地域の人々に支えられた学校づくりをめざして

学校の教育活動は、教職員の意見等を十分引き出すことによって最善の計画が作成され、積極的に取り組まれる必要がある。そして、それは社会通念や常識に沿ったもので、保護者や地域の人々等、広く関係者の指示・協力を得ることができるようなものでなければならない。その意味からも、学校が地域に対して広報活動等を行うとともに、保護者や地域の意見を聞くような方途を講じることも大変重要なことである。

2 マンネリに陥らず日々新たな思いをこめた教育活動を求めて

学校が、教育目標に向かって教育活動を行うためには、学校が組織として機能していることとともに、校長をはじめ一人一人の教職員が、日々新たな緊張感をもって自らの職務を遂行することがきわめて重要である。それには、すべての教職員がモラルを高め、意欲的にそれぞれの教育活動に取り組む必要がある。その際、校長はリーダーシップを発揮しなければならない。例えば、恒例の学校行事等であっても、マンネリに陥ることなく、そのつど新しい目で見直し、改善点を見つけ出し、その趣旨を全員が理解するよう努力することが大切である。

3 職員会議等において十分な共通理解を図るために

各学校においては、日々円滑な学校運営のために努力していただいているところである。さらに創意と自主性に満ちた生き生きとした教育活動を実現していくためには、職員会議等において教職員が十分な意見交換を行って共通理解を深め、意思疎通を図ってお互いのこころのつながりと信頼関係を作り上げていくことが極めて重要である。校長は、これらが可能になるように、こころの通いあう学校運営のあり方を工夫し、常に細やかに配慮することが肝要である。